

令和8年度みちのく潮風トレイルプロモーション業務

業務仕様書

令和 8 年 8 月

いわて観光キャンペーン推進協議会

業務仕様書

この「業務仕様書」は、いわて観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「令和８年度みちのく潮風トレイルプロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、協議会が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 目的

みちのく潮風トレイルの認知度向上及び来訪意欲の醸成を図るため、写真家とともにみちのく潮風トレイルコース内の絶景スポットを巡るイベント及び首都圏におけるインフルエンサー等を活用したトークイベントの実施等を通じてみちのく潮風トレイルの魅力を発信する。

(2) 業務概要

- ・ 「みちのく潮風トレイル」写真家招請イベント
- ・ 首都圏「みちのく潮風トレイル」PR イベント

2 業務内容（仕様）

(1) 「みちのく潮風トレイル」写真家招請イベント

「みちのく潮風トレイル」の魅力を効果的に発信し、来訪意欲の醸成を図ることを目的とし、写真家とともに岩手県内の「みちのく潮風トレイル」コース内の絶景スポットを巡るイベントを企画・実施すること。

ア 著名写真家またはアウトドア分野において発信力のある写真家を招請すること。

イ イベントの実施にあたり、写真家も含めて下見を行うこと。

ウ イベントの実施形態については、事業目的及び集客効果を踏まえて、受託者の提案によるものとし、現地集合・現地解散型のイベント、募集型企画旅行その他本業務の目的達成に資する形態とすることができる。

なお、旅行業法その他関係法令の適用を受ける形態により実施する場合は、受託者の責任において関係法令を遵守し、必要な許認可等を有する者により実施すること。

受託者が旅行業登録を有していない場合は、旅行商品の造成、募集、販売及び催行に係る業務について、旅行業法に基づく登録を受けた旅行業者等へ再委託することができるものとする。

エ 実施場所・回数

岩手県沿岸地域において１回開催すること。

オ 実施期間

契約の日から令和８年１１月１３日（金）までとし、原則、連続する２日間とすること。

カ 内容

本イベントを実施するにあたり、以下の内容が含まれるようにすること。

- ・ 岩手県内の「みちのく潮風トレイル」コース内の撮影スポットを２箇所以上訪れること。

- ・沿岸地域の施設訪問または体験型のコンテンツを1つ以上取り入れ、地域の魅力を参加者が体験できるようにすること。
- ・写真家による講評や、参加者と意見交換をする機会を設けること。

キ 想定参加者、集客目標、参加者負担

- ・想定参加者
写真撮影を趣味としている方、旅行・地域観光に興味関心がある方
- ・集客目標
10～20名程度
- ・参加者負担
在住場所と集合・解散場所の間を移動するための交通費等は、参加者負担とする。イベントの実施に係る経費を勘案の上、参加料を徴収することも可とする。

ク 参加者募集方法

- ・参加者の募集、申込みの受付は受託者が行うこと。
- ・参加者の募集は、ウェブサイトやSNS等を活用し、想定する参加者の行動特性に基づき、効率的かつ効果的な募集活動を行うこと。

ケ アンケート調査

イベント終了後、参加者に対して、みちのく潮風トレイルに対する認知度や理解度、来訪意欲、イベントに対する満足度等のアンケート調査を実施し、集計・分析すること。

コ イベント（またはツアー）の参加者については以下の条件を設けること。

- ・SNSアカウント（Instagram、X等）を保有し「公開」設定にしていること
- ・当日撮影した写真を自身のSNSアカウントで投稿すること

サ イベントで撮影された作品については、無償かつ無期限において、協議会が作成するwebサイトや印刷物、告知や広告などに使用できるように受託者において必要な調整を行うこと。

シ その他

（ア）訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、撮影スポットやルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

また、参加者に対する傷害保険及び第三者への損害賠償に対応する保険に加入すること。

（イ）参加者に対して、みちのく潮風トレイルに対する認知度や理解度、来訪意欲等についてのアンケート調査を実施すること。

(2) 首都圏「みちのく潮風トレイル」PR イベント

「みちのく潮風トレイル」の認知拡大及び誘客促進を目的として、首都圏においてトークイベントを開催すること。「(1)「みちのく潮風トレイル」写真家招請イベント」で撮影した写真等も活用しながらより効果的に訴求できる内容とすること。

ア トレイル・登山・アウトドア分野のインフルエンサーを起用すること。

イ 主なターゲットは、30代後半～50代のアウトドアに興味関心を持つ、みちのく潮風トレイルハイクのボリューム層とし、これらに訴求する内容とすること。

ウ 会場・回数

首都圏のアウトドア店舗内等を会場として、1回開催すること。

エ 実施期間

令和 8 年 12 月 5 日（土）、12 日（土）、19 日（土）のいずれか 1 日

カ 内容

本イベントを実施するにあたり、以下の内容が含まれるようにすること。

- ・みちのく潮風トレイルの概要紹介
- ・「(1)「みちのく潮風トレイル」写真家招請イベント」で撮影した写真を活用した訴求
- ・沿線地域の魅力紹介

キ 想定参加者、集客目標、参加者負担

- ・想定参加者
アウトドアを趣味としている方、旅行・地域観光に興味関心がある方
- ・集客目標
30～40 名程度
- ・参加者負担
トークイベント参加費は無料とする。

ク 参加者募集方法

- ・参加者の募集、申込みの受付は受託者が行うこと。
- ・参加者の募集は、ウェブサイトや SNS 等を活用し、想定する参加者の行動特性に基づき、効率的かつ効果的な募集活動を行うこと。

ケ アンケート調査

イベント参加申し込み時及びイベント終了後、参加者に対して、みちのく潮風トレイルに対する認知度や理解度、来訪意欲等のアンケート調査を実施し、集計・分析すること。

(3) 業務報告

- ・本業務の実施結果について、報告書を作成すること。
- ・報告書には、実施状況が分かる資料（実績、写真、成果物等）を添付のこと。

(4) その他

- ・本業務の実施にあたっては、協議会と緊密な連絡を取りその指示に従うとともに、協議会からの企画等に関する相談、協議に真摯に応じること。
- ・業務内容については、協議会、受託者協議のうえ、変更する場合があること。
- ・事業実施に際し、より効果的な事業となる取組の提案ができる場合は、自由に提案してよいこと。
なお、自由提案の実施に要する経費も委託料の上限の範囲内とする。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を協議会に対して文書で報告しなければならない。
- ウ 再委託先との調整は、原則受託者において行うこととする。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 協議会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 協議会は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に協議会に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から協議会に移転することとするが、その詳細については、協議会及び受託者で協議の上、定める。

また、この業務において取得した備品（岩手県物品管理（昭和 42 年 3 月 28 日規則第 18 号）第 6 条に定める備品）については、業務終了後、協議会に帰属する。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

(6) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から 5 年間保存すること。

(7) 委託金額の積算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額をすること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに協議会と協議を行うもの。